

「(仮称) 江川流域づくり推進行政会議」

第 1 回会議 (設立会議)

日時：平成 18 年 12 月 25 日 (月)

午後 3 時から

場所：埼玉県県民健康センター

3 階中会議室

— 議 事 次 第 —

1 開 会

2 挨 拶

3 「(仮称) 江川流域づくり推進行政会議」の設置について [資料 1-1,2,3]
設立趣意 (案)、規約 (案)

4 委員紹介

5 座長挨拶

6 議事・討議

(1) 「江川流域づくり推進協議会」からの提言について [資料 2-1,2]

(2) 江川流域の現況について [資料 3]

(3) 今後の検討内容等について [資料 4-1,2]

7 閉 会

【配付資料】

- | | |
|--------|----------------------------|
| 資料 1-1 | 設立趣意 (案) |
| 資料 1-2 | 「(仮称) 江川流域づくり推進行政会議」規約 (案) |
| 資料 1-3 | 江川流域づくりの推進体制 (案) |
| 資料 2-1 | 江川改修事業の経緯 |
| 資料 2-2 | 江川流域づくりの実施に向けての提言 (概要版) |
| 資料 3 | 江川流域の現況について |
| 資料 4-1 | 平成 17 年度の事業内容について |
| 資料 4-2 | 今後の検討内容等について |
| 参考資料 1 | 江川流域づくりの実施に向けての提言 |
| 参考資料 2 | 江川最下流域 湿地再生計画書 (たたき台(案)) |

江川流域づくり推進行政会議 設立趣意（案）

江川は、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市の4市を流下し、一級河川荒川に注ぐ、流域面積約17km²、流路延長約5kmの一級河川であります。

上流部の台地は昭和30年代には畑と山林を主体とした土地利用でしたが、高度経済成長期には、北本駅や桶川駅周辺を中心として宅地開発が行われ、事業所が進出するなど、急速に都市化が進展しました。

江川流域では、流域の都市化に伴った降雨時の流出量の増加や、中下流部の農地改良や盛土による遊水機能の低下によって、低地部で毎年のように浸水被害が生じました。特に平成11年8月の洪水では、宅地、農地、道路、工業団地等に多大な被害が生じました。また、江川下流域には、河畔林や湿地性の動植物が生育・生息しており、良好な自然環境が残されています。

このような状況のなかで、望ましい江川流域づくりのためのさまざまな検討が行われ、これらの経緯を踏まえて、平成12年度に「江川流域づくり検討協議会」が設置され、江川流域づくりのために検討が必要と考えられる事項を「江川流域づくり検討協議会からの提言（平成14年3月）」という形でまとめられました。

引き続き、江川流域づくり検討協議会からの提言に示された施策の推進のためには、河川管理者・自治体の関連部局・流域住民などとの協働が不可欠となったため、平成14年度に「江川流域づくり推進協議会」を設置し、具体的実施すべき施策について「江川流域づくりの実施に向けての提言（平成17年3月、以下「提言」）」という形でまとめられました。

提言に基づく江川流域づくりの推進に際しては、実施主体となる行政は関係市、埼玉県、国土交通省と多岐にわたり、その役割は大きなものです。また、これらの行政は、それぞれの立場や役割に応じて多くの情報やノウハウを蓄積しており、相互の情報交換を行うことによる効果は大きなものと考えられます。

一方で、流域住民や市民団体等との連携を図っていくために、まず行政としての共通認識と統一的な取組みが必要であり、このために各行政の取組みの計画や実施に向けた進捗状況等についての情報を共有する場が求められるとの考えから、「江川流域づくり推進行政会議（以下、推進行政会議）」の設置に至りました。

推進行政会議は、河川管理者（埼玉県）、江川流域に係わる自治体の関連部局及び関係事業者から構成されます。ここでは、別途設立予定の「江川流域づくり支援会議」からの提案・要望等を踏まえ、着実に施策が実行されるよう関係機関の連携強化を図ってまいります。

「江川流域づくり推進行政会議」規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、江川流域づくり推進行政会議（以下「行政会議」という）という。

（目的）

第2条 一級河川江川の河川改修事業を推進するため、「江川流域づくりの実施に向けての提言」に基づく各関連施策の実施状況確認及び情報の共有化、関連事業間の進捗状況確認及び調整並びにその他江川流域に関する情報の共有化等を図ることを目的とする。

（協議事項等）

第3条 行政会議は、次の各号に掲げる事項に関する協議を行う。

- （1）一級河川江川の河川改修事業の推進に関すること
- （2）流域づくりの方向性及び進捗状況の確認に関すること
- （3）各関係行政機関の連絡調整及び連携に関すること
- （4）江川流域づくり支援会議（仮称）等との連携に関すること
- （5）その他、行政会議の目的達成のために必要な事項に関すること

（組織）

第4条 行政会議は、別紙1に掲げる者をもって組織する。

- 2 行政会議には座長をおく。座長は、埼玉県県土整備部河川砂防課長をもって充てる。
- 3 座長は、組織を改廃する必要があると判断したときは、行政会議に諮ってこれを行うことができる。

（会議）

第5条 行政会議は必要に応じ座長が召集する。

- 2 座長は委員を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故あるときは、座長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 行政会議の運営上必要があると座長が認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。
- 5 座長は、江川流域づくり支援会議（仮称）の代表者の出席を認めることができるものとする。

(ワーキング)

第6条 行政会議を円滑に運営するため、ワーキングを置く。

- 2 ワーキングは別紙2に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキングの座長は埼玉県県土整備部河川砂防課主査をもって充てる。
- 4 ワーキングは必要に応じ座長が招集する。
- 5 ワーキングは第2条に定める協議事項や行政会議から指摘された事項について検討する。
- 6 座長は、必要に応じてワーキングの構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(事務局)

第7条 行政会議の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課、桶川市、上尾市、北本市、鴻巣市に置く。

(附則)

この規約は平成18年12月 日から施行する。

別表 1 委員名簿

職 名	所 属	役 職	氏 名
座 長	埼玉県 県土整備部河川砂防課	課 長	須 見 徹太郎
委 員	国土交通省 荒川上流河川事務所	副所長	原 俊 彦
	国土交通省 大宮国道事務所	副所長	市 川 広 志
	埼玉県 環境部廃棄物指導課	課 長	福 島 勤
	埼玉県 農林部農業政策課	課 長	望 月 健 司
	埼玉県 県土整備部道路政策課	課 長	岩 崎 康 夫
	埼玉県 北本県土整備事務所	所 長	谷 口 建 一
	埼玉県 県土整備部河川砂防課	主 幹	内 藤 敏 夫
	桶川市 市民生活部	部 長	中 野 照 男
	桶川市 都市整備部	部 長	矢 部 春 男
	上尾市 環境経済部	部 長	武 藤 昭 夫
	上尾市 建設部	部 長	鈴 木 重 雄
	上尾市 都市整備部	部 長	小 林 繁 正
	北本市 まちづくり推進部	部 長	新 井 俊 光
	鴻巣市 まちづくり部	部 長	成 塚 益 巳

別表 2 ・ワーキング名簿

職 名	所 属	役 職	氏 名
座 長	埼玉県 県土整備部河川砂防課	主 査	長 嶺 俊 広
委 員	国土交通省 荒川上流河川事務所	課 長	石 山 博
	国土交通省 大宮国道事務所	課 長	小 林 達 徳
	埼玉県 環境部廃棄物指導課	主 査	五井野 龍 英
	埼玉県 農林部農業政策課	主 査	鳥 海 靖 弘
	埼玉県 県土整備部道路政策課	主 査	秋 山 俊 彦
	埼玉県 北本県土整備事務所	担当課長	斉 藤 昇
	桶川市 都市整備部河川課	課 長	松 本 信 夫
	桶川市 都市整備部（道路関係）	課 長	宮 崎 い つ 子
	桶川市 市民生活部（農政関係）	課 長	大 木 博
	上尾市 建設部河川課	課 長	大 木 茂 明
	上尾市 都市整備部（道路関係）	課 長	原 節 夫
	上尾市 環境経済部農政課	課 長	菅 間 茂 久
	北本市 まちづくり推進部下水道課	課 長	須 藤 健 治
	鴻巣市 まちづくり部道路課	課 長	平 賀 豊

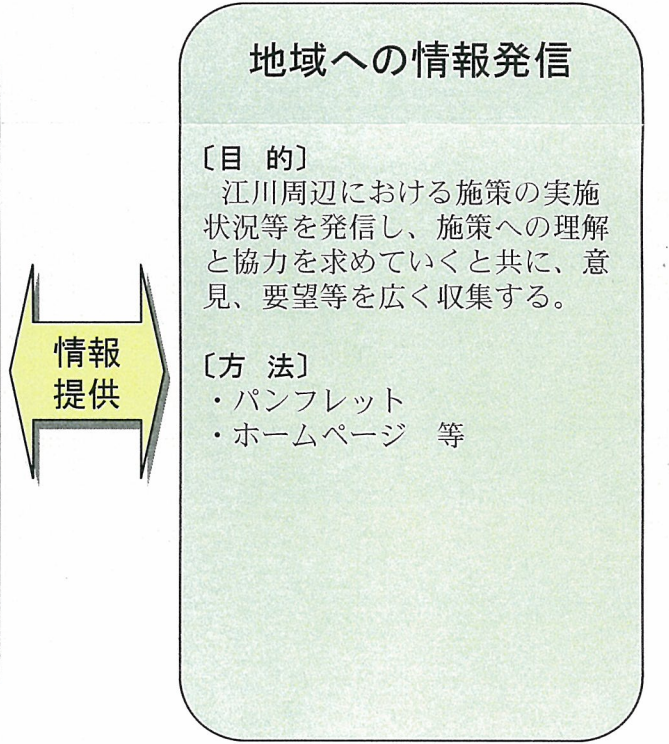
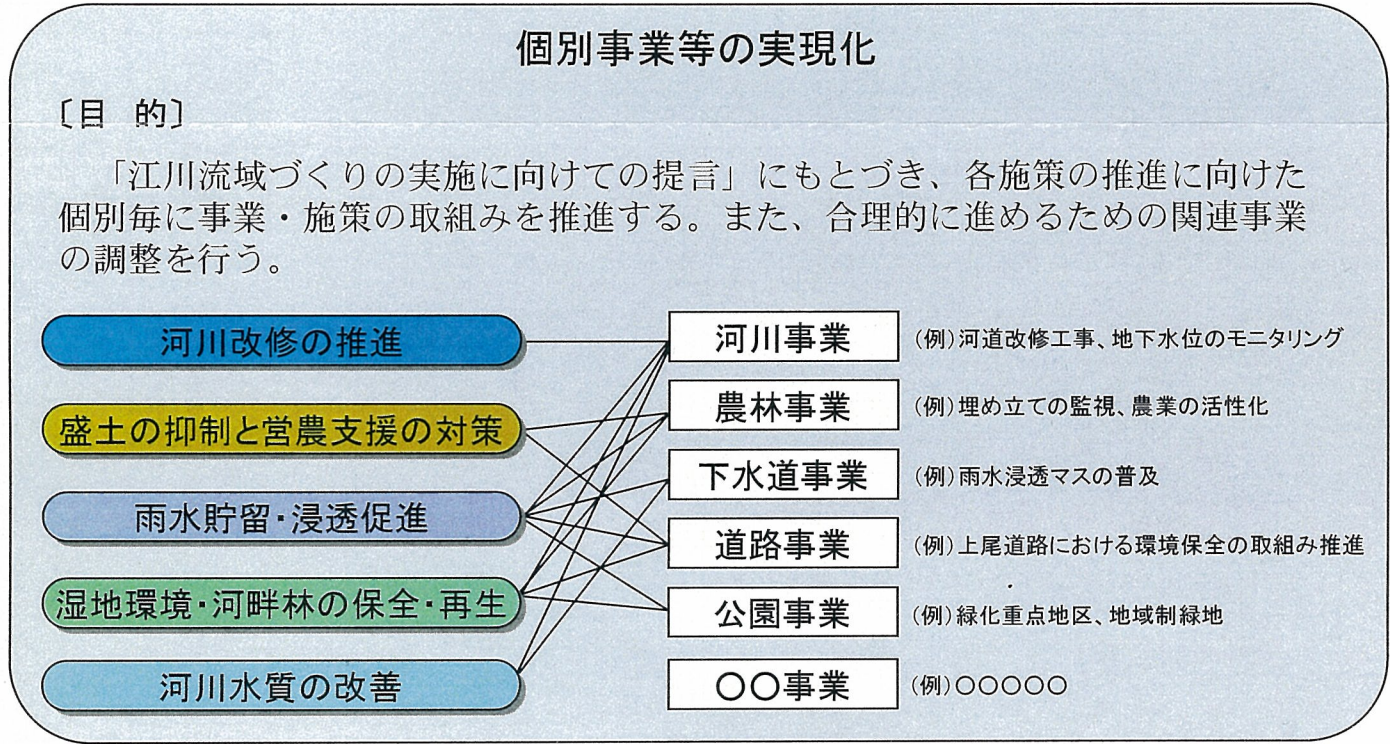
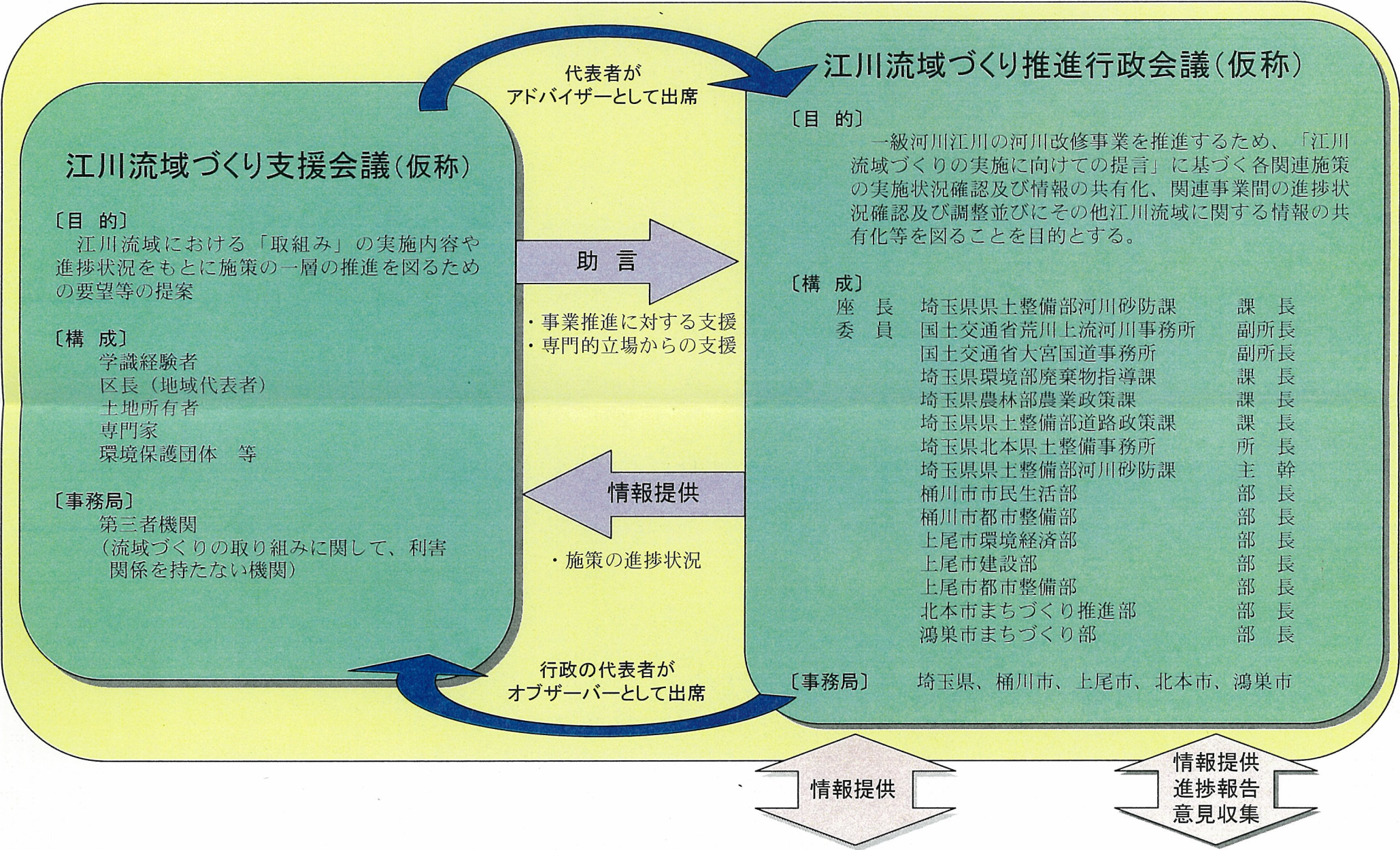
江川流域づくりの推進体制(案)

〔基本方針〕

- 1 浸水被害の軽減
- 2 良好な自然環境の保全・再生
- 3 健全な営農環境の創出
- 4 良好な水質環境の創出

〔重点施策〕

- 1 河川改修の推進
- 2 盛土抑制と営農支援の対策
- 3 雨水貯留・浸透促進
- 4 湿地環境・河畔林の保全・再生
- 5 河川水質の改善



江川改修事業の経緯

1 改修計画概要

事業名：都市基盤河川改修事業 施行主体：桶川市

改修延長：1.31km

降雨強度：50mm/h 計画高水流量：35m³/s 確率規模：1/3

進捗状況（平成17年度末）

用地買収率：97.1%（面積ベース） 工事進捗率：7.6%（掘削量ベース）

2 経緯

- 1 昭和50年1月17日 江川改修促進協議会の設立総会が開催される。
（県事業による農業排水路事業として、江川改修事業の早期実現を図ることを目的に設立される。）
- 2 昭和51年1月23日 荒川上流工事事務所に宮下樋管改修要望を行う。
- 3 昭和52年以降、県事業としての農業排水路整備について調査研究を行う。
- 4 昭和59年5月28日 通常総会において、流域の開発等から農業排水路事業ではなく一級河川に指定し河川改修を促進することが承認される。
- 5 平成元年7月18日 荒川上流工事事務所・埼玉県・大宮土木事務所・地元選出県議会議員へ、江川を一級河川として採択の要望を行う。
（この年から県内の関係機関への要望が始まる。）
- 6 平成2年3月15日 国庫補助事業の採択に向け準用河川に指定する。
- 7 平成3年8月23日 関東地方建設局・建設省・大蔵省へ、改修促進に向け一級河川として採択の要望を行う。
（この年から県外の関係機関へも要望が始まる。）
- 8 平成3年度より、下流1,310mを用地買収に着手する。
- 9 平成5年2月8日 江川改修促進協議会として、先進地視察を行う。
（この年から先進地視察が始まる。）

- 1 0 平成6年7月25日 江川が一級河川に指定される。
- 1 1 平成6年11月9日河第478号で埼玉県知事より河川工事及び河川の維持を行うことについて平成15年3月31日までの承される。
- 1 2 平成11年度より改修工事に着手。
- 1 3 平成12年9月 「江川流域づくり検討協議会」が設立される。
- 1 4 用地買収進捗率約75%完了（平成12年度末現在）
- 1 5 平成14年3月29日「江川流域づくり検討協議会」第4回協議会が開催され、治水計画、協議会からの提言、今後の展開について承認された。
- 1 6 平成13年度末現在用地買収進捗率約90%完了、暫定改修工事80m
- 1 7 平成14年度末現在用地買収進捗率約97%完了
- 1 8 平成14年10月「江川流域づくり推進協議会」が設立される。
- 1 9 平成15年3月12日付け河砂第931号で埼玉県知事より河川工事及び河川の維持の期間が平成20年3月31日まで承認（期間の変更承認）される。
- 2 0 平成15年10月「江川湿地再生ワーキング」を設立
- 2 1 平成16年8月第1回江川流域市民懇談会開催（第2回は平成16年11月開催）
- 2 2 平成17年3月第6回江川流域づくり推進協議会が開催され、今後は「江川流域づくり実施に向けての提言」を受け、（仮称）江川流域づくり推進行政会議にて各関連施策の実施状況確認及び情報の共有化を行い、（仮称）江川流域づくり支援会議の中で事業推進に対する専門的立場からの助言を求めつつ、施策を進めてゆくことを確認
- 2 3 平成17年度「事業調査委託」において、江川流域の浸水被害軽減に向けての整備基本方針（案）を検討した。また今後のデータ収集のための河川水位自動観測器（3基）の設置をおこなった。

みんなで考えようこれからの江川流域

～ 江川流域づくりの実施に向けての提言 ～

< 概要版 >



江川上流域



江川中流域



江川下流域

平成17年6月

桶川市・上尾市・北本市・鴻巣市

※この概要版は、「みんなで考えよう これからの江川流域 ～江川流域づくりの実施に向けての提言～(平成17年3月 江川流域づくり推進協議会)」を、広く市民の皆さんに広報することを目的に桶川市・上尾市・北本市・鴻巣市が作成したものです。提言書の全文は裏表紙のお問合せ先に記載された各市窓口、またはホームページでご覧になれます。

○お問合せ先

埼玉県／県土整備部河川砂防課(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 Tel048-830-5135)
 桶川市／都市整備部河川課(分庁舎:〒363-0026 桶川市上日出谷 937-1 Tel048-786-3211(代))
 上尾市／建設部河川課(〒362-8501 上尾市本町 3-1-1 Tel048-775-9381)
 北本市／まちづくり推進部下水道課(〒364-8633 北本市本町 1-111 Tel048-591-1111(代))
 鴻巣市／まちづくり部道路課(〒365-8601 鴻巣市中央 1-1 Tel048-541-1321(代))

提言書の全文は、以下のホームページで公開されています。

■ 桶川市ホームページ

<http://www.city.okegawa.lg.jp/Soshiki/Kasen/teigen/teigen.pdf>

■ 上尾市ホームページ

<http://www.city.ageo.lg.jp/kakubukakukaichiran/kensetsu/kasen/oshirase/egawaryuiki/suisin/teigen/index.html>

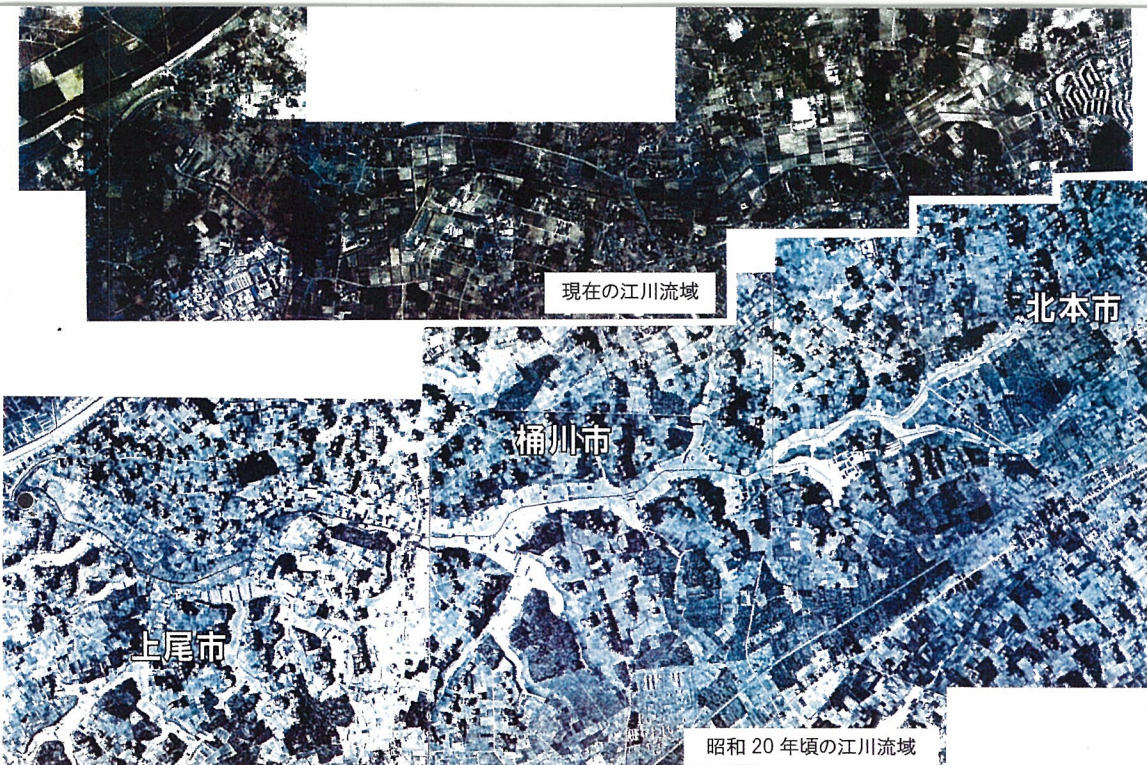


江川流域づくりホームページ

●江川流域について●

江川は鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市を流れ、流域面積約 17km²、川の長さが約 5km の荒川に注ぐ一級河川です。流域には豊かな自然が残っており、サクラソウをはじめとした多くの湿地性動植物が生息・生育しています。また、江川流域は、埼玉県の中でも遺跡が多く分布する地域であり、縄文の時代から住み良い地域でありました。

近代では、台地からの湧水や伏流水に頼った昔ながらの水田耕作が昭和 40 年代まで行われていましたが、中流域及び上流域において土地改良事業が行われたことによって、安定した農耕が可能となりました。その後、上流域の台地や北本市付近では急速に開発が施され、流域の市街地の割合は平成 6 年度で 42.3%に達しています。



●江川流域の抱える問題点と、その解決に向けた基本方針●

問題点①：繰り返す洪水被害



江川流域ではたびたび大きな洪水が発生しています。近年の大きな被害としては、平成 11 年 8 月 14 日豪雨で農地が 43.5ha 冠水し、住宅など 67 戸が浸水しました。また、主要な道路が通行止めになりました。

基本方針：浸水被害の軽減

問題点②：沿川の湿地の乾燥化



下流域では、水田への盛土や休耕、河道改修のための試験掘削などによって後背湿地の乾燥化が進行しています。サクラソウなどの貴重な湿地性植物が育成しており、市民団体が乾燥化を食い止めるため、さまざまな取り組みを行っています。

基本方針：良好な自然環境の保全・再生

問題点③：水田への盛土



川沿いの農地では、土地改良が行われ、安定した農業が行われるようになりました。しかし、その一方で昭和 60 年ごろから建設残土の格好の捨て場となり、数メートルの高さの盛土がなされています。

基本方針：健全な営農環境の創出

問題点④：河川環境の悪化



江川は、上流が都市下水路として利用され、水質がよくありません。中下流でも生活雑排水や農業・工業排水が流入しています。また、生物の減少や湧き水の枯渇など自然環境の変化が心配されています。

基本方針：良好な水質環境の創出

- 1 -

- 2 -

●江川流域づくりの実施に向けた提言●

江川流域づくりのためには、行政機関（国、県、市）だけでなく、市街地の住民や農家、企業・事業者、NPO などとの協働が不可欠です。流域の多くの人々に江川が認知され、対策実施の必要性を理解してもらえるように、提言の精神をわかりやすい言葉で表現した『キャッチフレーズ』を設定しました。

そして、流域の課題などをふまえて、江川流域づくりの『基本方針』とその実現に向けて『重点対策（5本柱）』を設定しました。

☆ 江川流域づくりのキャッチフレーズ ☆

『みんなで考えよう これからの江川流域』



☆ 江川流域づくりの基本方針と重点対策 ☆

基本方針

重点対策(5本柱)

浸水被害の軽減

河川改修の推進

良好な自然環境の保全・再生

盛土抑制と営農支援の対策

健全な営農環境の創出

雨水貯留・浸透促進

良好な水質環境の創出

湿地環境・河畔林の保全・再生

河川水質の改善

◆ 重点対策 河川改修の推進 ◆

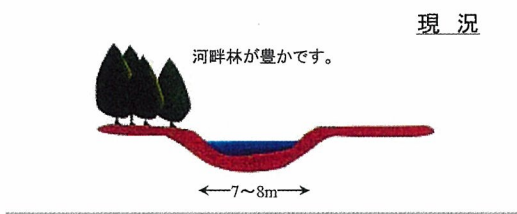
河道整備のときに、画一的に川幅を広げると、河畔林や川の近くの湿地がなくなる部分があり、江川周辺の生態系は大きな影響を受けることになります。河道の整備にあたっては、河畔林や周辺の湿地に配慮した河道整備を進める必要があります。



河道整備計画の基本方針（江川流域づくり検討協議会における合意事項）

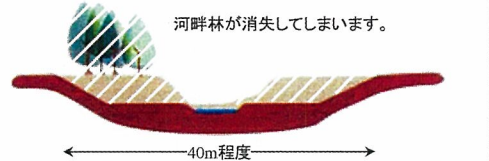
- 自然環境に配慮し、平水時の現況河道の特性を踏まえた河道整備を実施する
- 長期的に安定を図れる河道整備を実施する
- 改修により影響を受ける動植物の生息・生育環境の保全・復元を図る

【自然へ配慮した江川流域の河道整備イメージ】



従来

従来の河道整備



江川における河道整備(案)



※河道整備後の絵はイメージ図です。

河道整備計画の実施方針

河道整備計画の基本方針を踏まえ、継続的なモニタリング結果をもとに、河畔林や湿地などの周辺環境を保全しながら事業区間の改修工事を推進する。

◆ 重点対策 盛土抑制と営農支援の対策 ◆

☆ 盛土抑制について ☆

江川流域の農地では、盛土（一時転用）や宅地転用を抑え、農地改良にかけた農業者の想いを受け継いで、今後も農地として保全していく必要があります。また、江川全域で、田園や雑木林などの原風景を保全することが地域から強く求められています。そのためには、水田などへの不適切な盛土をやめることが必須です。

＜盛土抑制対策の方向性1＞
農地保全協定の継続的締結に努める。
但し、適切な盛土は許容する。

＜盛土抑制対策の方向性2＞
土砂のたい積に関する各条例及び
農地法を適正に運用する。

＜盛土抑制対策の方向性3＞
農家や地域住民による監視体制の確立。

☆ 営農支援について ☆

江川流域の豊かな自然環境や原風景を考える場合、農地の存在は欠かせません。農地を残すためにも、農業で生計が成り立ち、世を超えて受け継いでいける振興策を、自治体や農家・地域住民と実行していくことが必要です。



江川流域の豊かな自然環境や原風景を考える場合、農地の存在は欠かせません。



建設残土の不法投棄への注意を促すチラシ

＜営農支援対策の方向性1＞
各種の営農支援対策を推進する。

＜営農支援対策の方向性2＞
下流域は湿地再生を目指す。

営農支援方策

- 後継者支援対策
江川流域の農的な自然を残すためにも、農業で生計が成り立ち、世を超えて継承していける振興策を地域住民が考えていく。
- 地域住民との協働による営農支援対策
専業農家、兼業農家、農業を継続できない人にそれぞれ対応した、地域住民が支える協働の仕組みを作って継続できるようにする。
- 宅地転用の抑制(農地保全)
農地の宅地転用を抑え、農地改良にかけた農業者の想いを受け継いで、今後も農地として保全していく。

◆ 重点対策 雨水貯留・浸透促進 ◆

江川流域の洪水被害の解消に向けては、河道改修とともに流域で雨を貯めたり、地面にしみ込ませたりして、川に流れだす雨の量を減らす対策（流出抑制対策）を推進することが必要です。そして、各家庭における雨水の浸透対策は、江川流域における流出抑制として特に重要です。

また、浸透対策は、井戸涸れや湧水の枯渇を防止し、江川にしみ出している地下水の量を増やして、江川流域の水の流れを昔のような自然な形に戻すためにも必要です。

昔は…



都市化されると…



洪水被害の軽減に向けたさまざまな対策

- ① 公共公益施設(学校・公園など)における流出抑制対策(雨水貯留・浸透対策)
- ② 開発時における流出抑制対策(調整池の整備など)
- ③ 各家庭における流出抑制対策(浸透ます、貯留タンクなど)
- ④ 沿川農地における流出抑制対策(盛土対策)



調整池

新しく開発する時には、調整池を設置する。(②)



雨水浸透ます

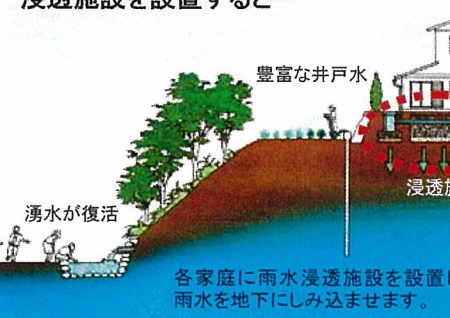
各世帯では、雨水浸透ます(上)や、雨水貯留タンク(右)を設置する。(③)



浸透施設設置に関する目標

- 5～10年後までに、建築申請及び下水道接続件数に対して浸透施設設置率50%を目指す。(住宅屋根などの不透透域に対して5mm/hr相当の浸透施設を設置)
- 流域内にある県立高校や小中学校・消防署・公民館・集会所・農協支所などの公的施設は、民間に先行して100%雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。

浸透施設を設置すると…



豊富な井戸水

湧水が復活

各家庭に雨水浸透施設を設置し、雨水を地下にしみ込ませます。

◆ 重点対策 湿地環境・河畔林の保全・再生 ◆

江川流域の湿地や河畔林などの自然環境を保全していく必要があります。

湿地再生の目標

- 長期的には、昭和30年頃の自然環境の再生
- 湿地性の植物(サクラソウやノウルシなど)の生育環境の保全・再生
- かつて生息していた湿地性の動物(ヒクイナやヨシゴイなど)の生息



ヒクイナ



ヨシゴイ



タマシギ



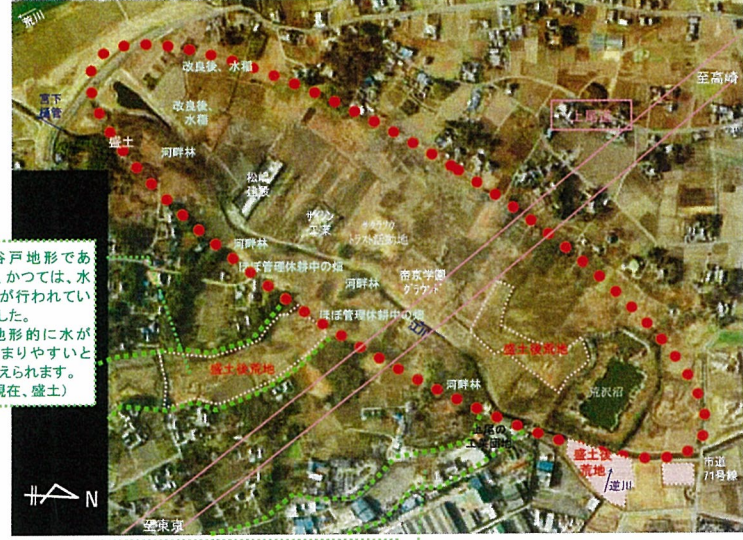
サクラソウの活動地(桶川市)

湿地環境・河畔林の保全・再生のためにすぐに取り組むこと

- 湿地の保全・再生に関する事業(公園事業や環境保全事業を含む)について検討する。
- 地権者の意向調査を基に、エリア内(右岸)の再生計画を策定する。
- 河道改修にあたっては、河道整備の基本方針と湿地再生計画書(たたき台案)の整合を図る。
- トラスト活動地および周辺湿地の環境悪化を防止し、希少性動植物を保護するよう努める。

☆ 湿地再生対象と考えられるエリア (江川最下流域湿地再生計画書(たたき台案)より)

浸水エリア(実績氾濫区域、想定氾濫区域、浸水頻度、地表面標高)や現状での湿地性動植物の生息・生育範囲などから図の赤い点線のエリアが湿地再生の対象と考えられます。ただし、このエリアは今後の地権者の意向などを踏まえて再検討するものです。



谷戸地形であり、かつては水稲が行われていました。地形的に水が集まりやすいと考えられます。(現在、盛土)

＜凡例＞

- 湿地再生対象と考えられるエリア
- 谷戸地形(水が集まりやすい地形)となっている区域
- 現在、盛土されている区域
- 上尾道路建設予定地

注) 上尾道路については概略の位置です。

◆ 重点対策 河川水質の改善 ◆

江川流域は、河川水などを介した人と農と動植物の生命活動のつながりを再生し、田園や雑木林などの風景の創出をめざします。このためには、行政と市民の連携により河川水質の改善に取り組み、次の世代に夢を描けるようにする必要があります。

江川流域の住民へのアンケート結果(H16.10実施)から、将来目指すべき江川の姿を設定しました。



江川流域の地域住民が目標とする将来像

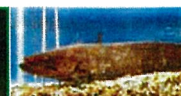
- 昔のように魚とりや水遊びができる川
- かつて生息していたホタルやメダカなどが棲む水辺環境



ギンブナ



アブラハヤ



ナマス



ジュスカゲハゼ



ヌカエビ

水質改善にむけた目標(数年以内)

- 油等の流出防止やゴミ掃除など、見た目に分かる江川の環境をよくしていく
- 流域内にある県立高校や小中学校・消防署・公民館・集会所・農協支社などの公的施設は、民間に先行して合併処理浄化槽を設置し、設置促進のPR(広報)材料とする。

☆ 水質改善に向けて重点的に実施する対策

● 家庭からの汚濁負荷削減

洗いのものときには三角コーナーやペーパータオルを利用します。

● 単独・汲取り世帯の合併化促進

下水道未整備区域の単独浄化槽世帯・汲取り世帯は、合併浄化槽へ転換します。

● 下水道既整備区域の接続率向上

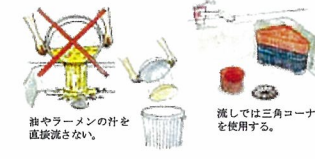
下水道既整備区域の世帯は下水道へ接続します。自治体は、下水道接続による効果などを理解してもらえるよう広報活動を行います。

● 事業所からの汚濁負荷削減

事業所から江川へ排出される排水を改善します。自治体は、立ち入り検査や指導を徹底します。

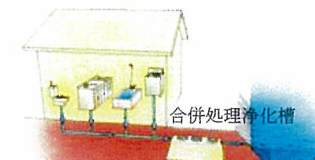
● 浸透施設普及による清流成分水量回復

浸透施設の設置により、江川にしみ出すきれいな地下水の量(清流成分水量)を増やします。



油やラーメンの汁を直接流さない。

洗剤は三角コーナーを使用する。



合併処理浄化槽



事業所

日 付	会 議 名 称	開 催 場 所
平成 14 年 10 月 24 日	第1回 江川流域づくり推進協議会	上尾市役所 議会棟
平成 14 年 12 月 2 日	現地見学会、意見交換会	桶川市役所 分庁舎
平成 15 年 2 月 27 日	第1回 河川及び流域部会	桶川市役所 分庁舎
平成 15 年 2 月 27 日	第1回 農地部会	桶川市役所 分庁舎
平成 15 年 3 月 18 日	第2回 農地部会	桶川市役所 分庁舎
平成 15 年 3 月 24 日	第2回 河川及び流域部会	桶川市役所 分庁舎
平成 15 年 3 月 31 日	第2回 江川流域づくり推進協議会	上尾市役所 議会棟
平成 15 年 7 月 17 日	第3回 農地部会	桶川市役所 分庁舎
平成 15 年 8 月 7 日	第3回 河川及び流域部会	桶川市 保健センター
平成 15 年 8 月 26 日	第3回 江川流域づくり推進協議会	上尾市役所 議会棟
平成 15 年 10 月 7 日	第1回 湿地再生ワーキング	教育会館
平成 15 年 10 月 29 日	第2回 湿地再生ワーキング	県民健康センター
平成 15 年 11 月 8 日	第4回 農地部会	桶川市役所 分庁舎
平成 15 年 11 月 26 日	第3回 湿地再生ワーキング	教育会館
平成 15 年 12 月 10 日	第4回 湿地再生ワーキング	職員会館
平成 16 年 1 月 19 日	第5回 湿地再生ワーキング	職員会館
平成 16 年 1 月 21 日	第4回 河川及び流域部会	桶川市役所 分庁舎
平成 16 年 2 月 16 日	第6回 湿地再生ワーキング	教育会館
平成 16 年 2 月 17 日	第5回 農地部会	桶川市役所 分庁舎
平成 16 年 2 月 23 日	第4回 江川流域づくり推進協議会	上尾市役所 議会棟
平成 16 年 7 月 22 日	第5回 河川及び流域部会	桶川市役所 分庁舎
平成 16 年 2 月 23 日	第6回 農地部会	桶川市役所 分庁舎
平成 16 年 8 月 21 日	第1回 農地ワークショップ (1日目)	北本市文化センター
平成 16 年 8 月 22 日	第1回 農地ワークショップ (2日目)	桶川市民ホール
平成 16 年 8 月 23 日	第5回 江川流域づくり推進協議会	桶川市役所 分庁舎
平成 16 年 11 月 28 日	第2回 農地ワークショップ	桶川市東公民館
平成 16 年 12 月 22 日	第7回 農地部会	桶川市役所 分庁舎
平成 17 年 1 月 24 日	第6回 河川及び流域部会	桶川市役所 分庁舎
平成 17 年 3 月 22 日	第6回 江川流域づくり推進協議会	桶川市保健センター



○協議会委員(江川流域づくり推進協議会 平成17年3月末現在)

会 長 委 員	東京工業大学 工学部土木工学科	教 授	池 田 駿 介
＜学識者＞	埼玉大学大学院 理工学研究科	教 授	窪 田 陽 一 (河川及び流域部会長)
	東京農工大学 農学部地域生態システム学科	教 授	千 賀 裕 太 郎 (農地部会長)
	東京農工大学 農学部地域生態システム学科	教 授	亀 山 章 (湿地再生WG座長)
	弁護士		栗 田 和 美

＜行 政＞ 上尾市助役、桶川市助役、国土交通省荒川上流河川事務所副所長、国土交通省大宮国道事務所副所長、埼玉県環境防災部廃棄物指導課課長、埼玉県農林部農業政策課課長、埼玉県県土整備部河川砂防課課長、埼玉県県土整備部道路街路課課長、埼玉県北本県土整備事務所所長、桶川市市民生活部部長、桶川市都市整備部部長、上尾市環境経済部部長、上尾市建設部部長、上尾市都市整備部部長、北本市まちづくり推進部部長、鴻巣市まちづくり部部长

＜地域代表＞ 桶川市東観団地自治会前会長、桶川市薬師堂区前会長、上尾市領家東部事務区事務区長、上尾市領家西部事務区事務区長、北本市石戸地区区長、北本市栄四地区自治会長、鴻巣市環境衛生委員常任理事

＜農家代表＞ 桶川市農業委員会前会長、上尾市農業委員会会長、北本市農業委員会会長

＜環境団体代表＞ (財)埼玉県生態系保護協会事務局長、(財)埼玉県生態系保護協会上尾支部上尾支部長、湿地の植物を大切にする会代表、江川の自然と河川改修を考える会代表世話人、NPO エンハンスネイチャー荒川・江川理事

事務局 埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部河川課、上尾市建設部河川課、北本市まちづくり推進部下水道課、鴻巣市まちづくり部道路課、国土交通省大宮国道事務所、(社)雨水貯留浸透技術協会

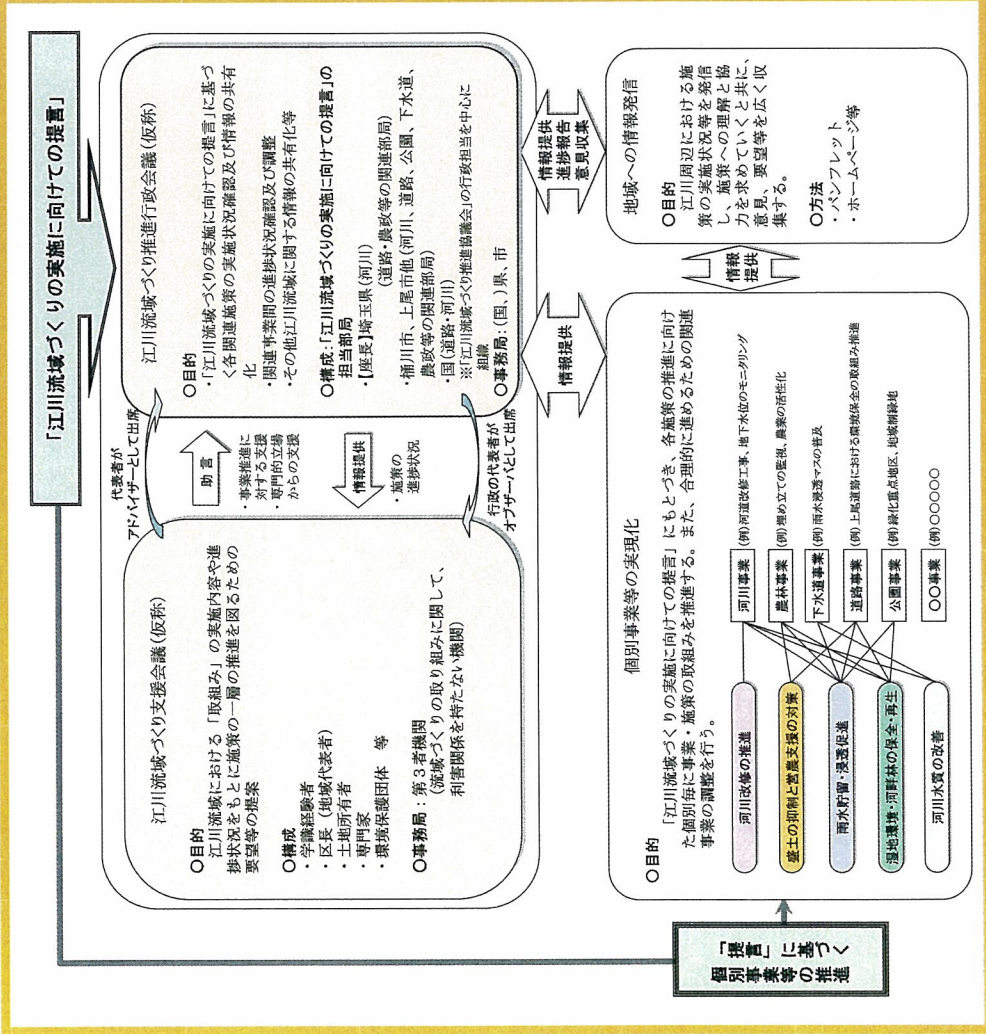
●今後の推進方策

この提言の推進に向けては、地域住民・市民団体や関係行政機関がそれぞれの立場と役割に臨んだ組織に関与でき、かつ事業実施を重視した推進体制を構築するとともに、組織間の連携や情報の共有化を図ることが必要です。

個別事業等の実施にあたっては、各担当部局が主体的に実行していくとともに、「江川流域づくり推進行政会議（仮称）」において進捗の確認・調整や情報の共有化を図ります。

また、学識経験者や地域住民・市民団体から構成される「江川流域づくり支援会議（仮称）」を設立し、専門的立場からの支援を行います。

☆「江川流域づくりの実施に向けての提言」の推進体制☆



＜参考＞今後実施していく対策一覧(目標とする期間別)

重点対策	短期(数年)	中期(5～10年程度)	長期(10年以上程度)
河川改修の推進	・河道整備計画の基本方針に従った河道改修を推進する(下流端～1,310mまで)。 ・荒川へのポンプ排水施設の設置を検討する。 ・河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 ・改修工事による地下水位の変動をモニタリングする。 ・河川区域内の土壌調査を実施し、搬出される土壌について把握する。	・河道整備計画の基本方針に従った河道改修を推進する(1,310m～5,190mまで)。 ・江川改修に伴い、営下樋管(荒川合流点)を改築する。 ・河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 ・改修工事による地下水位の変動をモニタリングする。 ・河川区域内の土壌調査を実施し、搬出される土壌について把握する。	・河道整備計画の基本方針に従った河道改修を推進する(5,190m～5,190mまで)。 ・周辺の自然環境・社会環境に配慮した調節池整備を実施する。 ・河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 ・改修工事による地下水位の変動をモニタリングする。 ・河川区域内の土壌調査を実施し、搬出される土壌について把握する。
盛土の抑制と営農支援の対策	【盛土抑制の対策】 ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 ・土砂のたい積等に関する条件を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見直しを実施する。 【営農支援の対策】 ・後継者を確保対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。	【盛土抑制の対策】 ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 ・土砂のたい積等に関する条件を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見直しを実施する。 【営農支援の対策】 ・後継者を確保対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。	【盛土抑制の対策】 ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 ・土砂のたい積等に関する条件を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見直しを実施する。
雨水貯留浸透促進	・住宅、施設の新築、建替え時、下水道接続時などには雨水浸透施設を設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管理(メンテナンス)する。 ・宅地部において、地下水位をモニタリングする。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設等を設置する。 ・治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。	・住宅、施設の新築、建替え時、下水道接続時などには雨水浸透施設を設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管理(メンテナンス)する。 ・宅地部において、地下水位をモニタリングする。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設等を設置する。 ・治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。	・住宅、施設の新築、建替え時、下水道接続時などには雨水浸透施設を設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管理(メンテナンス)する。 ・宅地部において、地下水位をモニタリングする。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設等を設置する。 ・治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。
湿地保全・環境再生・河川林	・湿地の保全・再生に関する事業(公園事業や環境保全事業を含む)について検討する。 ・地権者の意向調査を基に、エリア別の再生計画を策定する。 ・河川沿線にあたっては、河道整備計画の基本方針と再生計画(たき台案)の整合を図る。 ・トラスト活動地および周辺湿地の環境悪化を防止し、希少性動植物を保護するよう努める。	・湿地の保全・再生に関する事業(公園事業や環境保全事業を含む)について検討する。 ・地権者の意向調査を基に、エリア別の再生計画を策定する。 ・河川沿線にあたっては、河道整備計画の基本方針と再生計画(たき台案)の整合を図る。 ・トラスト活動地および周辺湿地の環境悪化を防止し、希少性動植物を保護するよう努める。	・トラスト活動地および周辺湿地の環境悪化を防止し、希少性動植物を保護するよう努める。 ・湿地再生事業の完了。
河川水質の改善	・個別事業等の実施に向けての提言」にもとづき、各施策の推進のための関連事業の調整を行う。 ・河川改修の推進 ・農林事業 ・下水道事業 ・農地保全・浸透促進 ・河川管理・環境保全 ・河川水質の改善	・個別事業等の実施に向けての提言」にもとづき、各施策の推進のための関連事業の調整を行う。 ・河川改修の推進 ・農林事業 ・下水道事業 ・農地保全・浸透促進 ・河川管理・環境保全 ・河川水質の改善	・個別事業等の実施に向けての提言」にもとづき、各施策の推進のための関連事業の調整を行う。 ・河川改修の推進 ・農林事業 ・下水道事業 ・農地保全・浸透促進 ・河川管理・環境保全 ・河川水質の改善
その他	・上尾道路の江川下流域周辺における環境保全の取組み(案)に基づき、各施策を具体化し事業を推進する。		

【江川浸水状況写真】

資料 3

桶川市道17号線(最下流部)



桶川市道70号線(西高通学路)



平成16年10月8日 台風22号

総雨量(8日16時～9日19時) 187mm

最大時間雨量(9日18時) 19.0mm

西中

西分署

逆川(上尾市領家工業団地脇)



上尾市道10600号線



桶川市道3213号線(西中通学路)



(0.0km~0.55km間)

《 江 川 改 修 事 業 進 捗 状 況 概 要 図 - 1 》



平成 12 年度工事
L=80m

平成 13 年度工事
L=80m

平成 13 年度繰越分工事
L=100m

産業廃棄物
中間処理地

産業廃棄物
中間処理地

サクラソウ
自生地

良好な現況林

盛土

宮下樋管

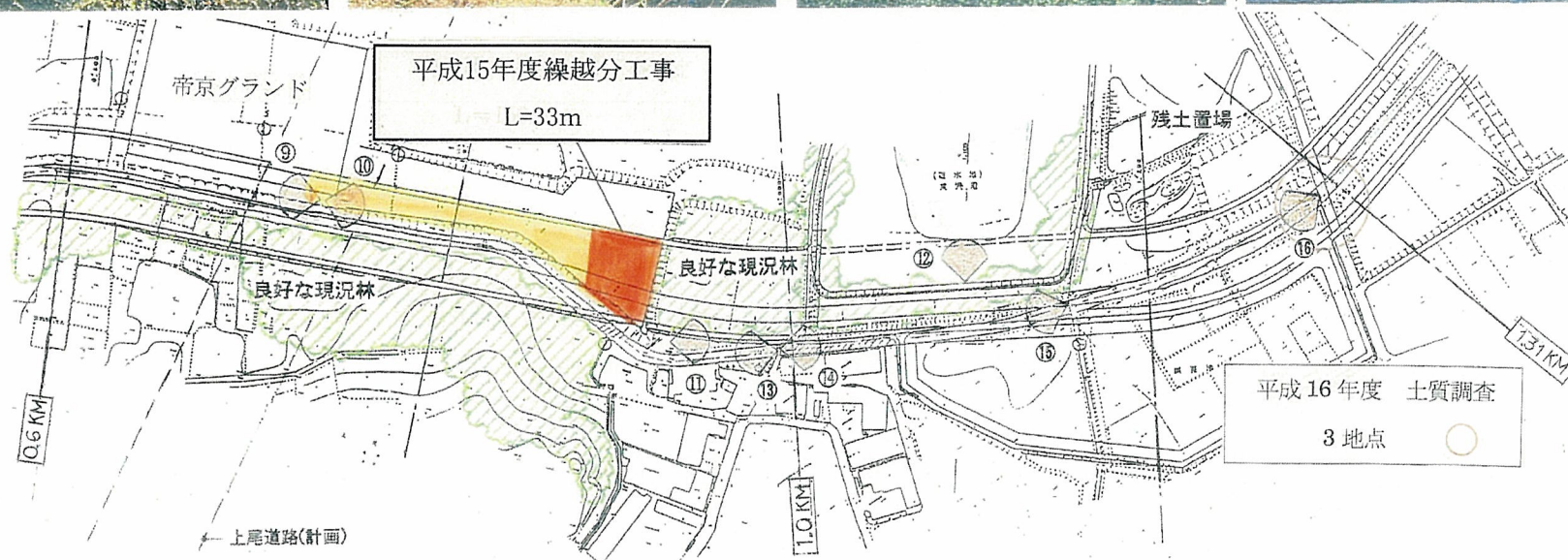
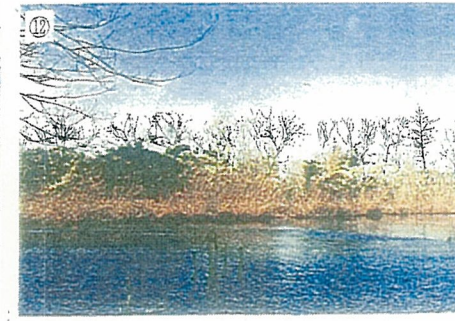
良好な現況林

0.2 KM

0.6 KM



江川改修事業進捗状況概要図 - 2 > (0.55km~1.31km間)



■ 平成17年度の事業内容について

都市基盤河川改修事業により、湿地環境(地下水位の低下)に配慮した河川改修計画について検討を行った。

業務委託名 (受託者)	検 討 内 容 等
江川事業調査委託 (株)建設技術研究所	地下水位の低下を避けるため、現在の河床を掘り下げずに、河道の拡幅による流下能力の確保が可能であるか、河道拡幅箇所や調節池の配置をパラメーターとして検討を行った。 検討結果では、上流域の浸水に対する効果は見られるものの、下流域での浸水に対しては、完全な浸水被害の解消には至らなかった。

【桶川市単独事業】

業務委託名 (受託者)	検 討 内 容 等
湿地再生計画検討共同 研究「江川改修に伴う湿地 再生計画の検討」 (国立大学法人埼玉大学)	湿地保全の観点から「江川流域づくり推進協議会」における湿地再生計画(たたき台(案))をもとに、湿地の保全・再生に資する水理解析を行った。 報告書第10章の江川改修に関する費用と湿地再生計画に向けた提言では、事業費の観点や領家工業団地の浸水対策に言及するとともに、「湿地の自然再生と江川にある河畔林や植生の保全の観点から、できる限り下流域の工事を縮小し、洪水時には、積極的に湿地帯に氾濫させるのがよい。」との提言がなされている。

■ 今後の検討内容について

	会 議	検 討 内 容
12 月	第1回 推進行政会議	・ 設立
1月	第1～3回 ワーキング会議	・ 提言内容の整理・確認、実施方策等の検討
2月		・ 河川改修計画の検討
3月		・ 支援会議の設立準備
3月	第2回 推進行政会議	・ 流域づくりの施策全体に関する確認 ・ 支援会議の構成等に関する確認 ・ 平成 19 年度の実施策内容、検討内容の確認 ・ 情報交換

■ 平成 18 年度事業について

湿地環境及び浸水被害箇所配慮した河川改修計画を策定する。

■ 支援会議の設置について

早期設立に向け、座長、メンバーの選定方法、推進行政会議との関係、その他必要な事項について検討する。